

# せと市民総ぐるみ安否確認



令和3年3月5日（金）、瀬戸市と瀬戸市自治連合会が連携して、地震発生時における市民の命を守るため、市民による安否確認（せと市民総ぐるみ安否確認）の提唱を宣言しました。

## □ なぜ安否確認が必要なのか？

大きな地震が発生した場合、家具の転倒で怪我や身動きが取れなくなってしまうことが考えられます。要救助者を見つけることは、近くの人を助ける「近助」です。このためにも、まずは声かけをするべき世帯を安否札等で明確にし、近隣住民による素早い救出・救助活動を行うことが重要なのです。

## □ 安否札はどんなもの？

- ① 各連区自治会で定めている場合は当該安否札とします。
- ② 各連区自治会で定めていない場合又は各連区自治会に加入していない世帯は、**タオル**（色は自由です。）若しくは瀬戸市指定**可燃用ごみ袋**を安否札とします。

## □ 安否札はいつ掲出する？どこに？

- ① 瀬戸市で「**震度5弱**」以上の地震が発生したら掲出します。
- ② 世帯の安否を示すために、道路から見てすぐにわかる場所（**玄関扉**や**ベランダの手すり**等）へ掲出します。

## □ 安否札を掲出したら、次の行動は？

自分の世帯が無事で安否札の掲出をしたら、隣近所で安否札の掲出をしていない世帯等の**安否確認**を近隣住民等で相互に行うよう努めます。



安否確認訓練（せと市民総ぐるみ防災訓練は、毎年11月第3日曜日開催予定）

せと市民総ぐるみ防災訓練や各連区自治会等で行う防災訓練に参加しましょう。

問い合わせ先 瀬戸市市長直轄組織危機管理課 電話 88-2600

